

基礎水泳指導員資格を取得した方へ

1. 資格を維持するために、登録有効期限内に1回以上、（公財）東京都水泳協会 主管の公認水泳指導員研修会を受講してください。
2. 基礎水泳指導員の資格取得後は、水泳指導員・水泳教師・水泳コーチ等の資格取得に努力してください。
3. 水泳指導員の資格を取得するためには、下記の共通科目を受講し、合格後登録してください。
4. 住所・氏名・電話番号等、資格証の記載事項に変更があった場合は、必ず所定の方法で変更届を提出してください。

水泳指導員共通科目について

NHK学園通信講座にて受講してください。

※水泳指導員の資格を在宅学習にて取得できます。

(受講する年の4月1日現在、満18歳以上の方)

申 込 期 間 2016年6月1日～6月30日 (予定)

申込期間については、(公財)東京都体育協会へ確認のこと

申込み・問い合わせ先 (公財)東京都体育協会 03-6804-8121

※共通科目を履修し、修了試験に合格すると(公財)日本体育協会から

2017年6月末までに登録手続き書類が送られてきます。

水泳教師・水泳コーチの資格取得をめざす方へ

(公財)日本水泳連盟(03-3481-2306)各委員会へお問い合わせください。

※ 基礎水泳指導員資格をお持ちの方は、免除規程があります。

参 照: (公財)日本水泳連盟ホームページ

登録の更新について

次の資格をお持ちの方は有効期限（4年間）内に1回以上、定められた指導員研修を修了することが登録更新の要件になっています。

1. 基礎水泳指導員：登録更新の規則

- (1) 登録更新料：登録料10,000円 + 諸経費 2,000円

ただし、納入方法は「登録更新手続きの書類」でお知らせいたします。

- (2) 有効期限：登録年度4月1日から4年間

- (3) 更新の要件：4年間の資格有効期限内に1回以上（公財）日本水泳連盟が定める指導員研修会を受講していること。

- (4) 更新の方法：4年毎に居住地又は勤務地の所属加盟団体に各自が申請して行う。

- (5) NHK学園（指導員共通科目）受講者は指導員研修受講として認められます。

なお、（公財）日本体育協会競技別資格「水泳教師」および「水泳コーチ」取得者、並びに資格申請中の方は、基礎水泳指導員としての登録更新は必要ありません。

2. 資格の登録更新の方法

有効期限 2017年（平成29年）3月31日の方

研修会をまだ受講されていない方は、本年度の研修会を必ず受講してください。

研修会受講修了者には、登録有効期限の前に更新手続きの案内をお送りいたします。

3. 登録の更新に関する問い合わせ、及び更新書類の送り先

登録更新に関する問い合わせについては、内容が多岐にわたることから、間違いを防止するため基本的に電話では受け付けておりません。

下記の送り先へ、返信用封筒（切手貼付）を添え、お問い合わせください。

基礎水泳指導員の登録更新に関する問い合わせ、更新書類の送り先

〒150-0012 東京都渋谷区広尾1-3-18 広尾オフィスビル8階

（公財）東京都水泳協会 指導者委員会

基礎水泳指導員登録係

*封筒の左脇に赤字で

「基礎水泳指導員・問い合わせ」など、用件を明記してください。

*担当者から至急ご連絡する場合がありますので、連絡のとれる電話番号および資格証、登録番号を必ず明記してください。

資格証・登録証の再発行について

- (1) 手数料2,000円を郵便局払込取扱票で払い込むこと。
払込票の通信欄に「再発行手数料」と記入すること。
 - ・口座番号 00180 - 2 - 604444
 - ・加入者名 (公財) 東京都水泳協会 指導者委員会登録係口
- (2) 払込受領証のコピーを同封する。(原寸大にカットする)
- (3) 再発行希望の理由書
 - ・資格証登録番号(わからないときは、資格証の色、何年頃取得又は更新したか等、手がかりになることを書く)
 - ・氏名、住所(〒)、生年月日、性別、電話番号、Fax番号、
 - ・指導員研修会参加の有無
 - ・再発行希望の理由を明記すること。
- (4) 写真1枚(たて3.5cm×よこ2.5cm無帽・無背景の証明書用、裏面に氏名を書く)
- (5) 返信用封筒
長形3号(たて23.5cm×よこ12cm)に82円切手を貼り、郵便番号、住所(アパート、マンション、号数、〇〇〇〇様方をつける)、氏名(様を記入)を明記してください。
- (6) 上記の(2)、(3)、(4)、(5)を郵送すること。

送り先 〒150-0012 東京都渋谷区広尾1-3-18 広尾オフィスビル8階
(公財) 東京都水泳協会 指導者委員会 基礎登録係
(封筒の表左わきに「資格証再発行願」と赤字で書くこと)

再発行にあたり、(公財) 日本水泳連盟を経由しますので、
時間がかかることをご了承ください。

資格証・登録証の記載事項の変更について

住所・氏名・電話番号等の変更の届け出がないと、

(公財) 東京都水泳協会からの連絡が出来ません。

提出先 〒150-0012 東京都渋谷区広尾1-3-18 広尾オフィスビル8階
(公財) 東京都水泳協会 指導者委員会
(封筒の表左わきに「住所変更届」、「氏名変更届」等
変更内容を赤字で書くこと)

すべての記載事項変更届は、必ず資格証登録番号・有効期限を記入の上、1ヶ月以内に
(公財) 東京都水泳協会指導者委員会へ届け出ること。

(1) 氏名の変更

- ① 氏名変更届を提出すること。(資格証は郵送する必要はありません)
- ② 資格証の氏名変更は自分で旧氏名を消して、新しい氏名に必ず書き直すこと。

(2) 住所の変更

- ① 転居(都内→都内)
 - ・住所変更届を提出すること。(返信用封筒はいりません。)
 - 資格証の新住所は住所欄の下段に自分で記入すること。
- ② 転出(都内→他県)
 - ・住所変更届と**返信用封筒**を同封して提出すること。
 - ・(公財) 東京都水泳協会より**異動届**を転出者に送りますので、**転出先の加盟団体には必ず本人が提出すること。**
- ③ 転入(他県→都内)
 - ・今まで所属(登録)した加盟団体に住所変更届を提出して、その団体より発行された**異動届**を(公財) 東京都水泳協会指導者委員会へ送ること。
 - 転入の届は、必ず本人が手続きすること。**

<記入例>

住所変更届			
資格証番号	130000000000	有効期限	2000年 〇月
氏名	東京 花子		
旧住所	〒0000-0000	東京都〇〇区〇〇町〇-〇〇-〇〇	
新住所	〒0000-0000	埼玉県〇〇市〇〇町〇-〇〇-〇〇	
電話番号	〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (日中連絡がつくもの)		
研修会参加の有・無	(他府県から転入の方は、有効期限内の研修日を記入)		

指導員資格失効者の再登録について

基礎水泳指導員資格の再登録については次の基準によります。

- (1) 次の条件をすべて満たすものについて認める。
 - ① 1991 年以降に資格を取得した者であること。
 - ② 加盟団体の義務研修を受けている者であること。
 - ③ 加盟団体が今後の活動において、その指導員を特に必要としている者であること。
 - ④ 資格有効期限が切れた後も指導活動を継続しており、指導員として引き続き積極的に活動し、水泳の普及・振興に貢献できる者であること。

- (2) 次の条件に該当する者は、これを認めない。
 - ① 指導員本人の意志により資格を喪失した者。
 - ② 資格の認定を受けたが指導員としてふさわしくない行為があったと認められる者。
 - ③ 過去に再登録がなされた者。

- (3) 再登録者は**審査料 5.000 円**が別途かかります。

ただし、有効期限切れ後 1 年以内の者は猶予者とし、かかりません。

問い合わせ先

〒150-0012 東京都渋谷区広尾 1-3-18 広尾オフィスビル 8 階
(公財) 東京都水泳協会 指導者委員会 基礎水泳指導員登録係